15章　左官工事

1. 共通事項

15．1．1　一般事項

この章は、建築物の内外部等に施工するモルタル塗り、床コンクリート直均し仕上げ、セルフレベリング材塗り、仕上塗材仕上げ、マスチック塗材塗り、せっこうプラスター塗り、ドロマイトプラスター塗り、しっくい塗り、こまい壁塗り及びロックウール吹付けを行う工事に適用する。

また、1章［各章共通事項］と併せて適用する。

15．1．2　基本要求品質

（1）　左官工事に用いる材料は、所定のものであること。
（2）　左官工事の仕上り面は、所定の塗厚を有し、所要の状態であること。
（3）　塗り付けた材料には、有害な浮きがないこと。

15．1．3　見本

施工に先立ち、見本帳又は見本塗板を監督職員に提出する。

15．1．4　施工一般

（1）　近接する他の部材、その他の仕上げ面を汚損しないように、適切な養生を行う。
（2）　塗り面の汚れ及び急激な乾燥を防止するために、シート掛け、水湿し等を行う。
（3）　気温が5℃以下の場合は、施工を行わない。ただし、やむを得ず、施工する場合は、板覆い、シート掛け等を行うほか、ヒーター等で採暖する。

15．1．5　ひび割れ防止

（1）　コンクリート打継ぎ部、開口部回り、せっこうラスボード類の継目等のひび割れのおそれのある箇所には、モルタル塗りの場合、メタルラス張り等を行う。

また、せっこうプラスター塗りの場合、しゅろ毛、パーム、ガラス繊維ネット等を伏せ込む。

（2）　下地が異なる取合い部分及び躯体のひび割れ誘発目地部分には、目地、見切り縁等を設ける。

15．1．6　その他仕上等

コンクリートの打放し仕上げ及びコンクリートの仕上げの平たんさの種別は、6.2.5［構造体コンクリートの仕上り］(2)による。